

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>全般</b>		
1	本改正により、定款に「長期間所在が不明である会員」の除名に関する事項を定められることが明確化されたが、実際に定款に定めるかどうかは各信用金庫が必要に応じて判断するものであり、これを定款に定めることが必ずしも求められるものではないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。ただし、長期間所在が不明である会員の除名を行う場合には、本改正の要件を満たすよう定款変更を行った上で、当該定款の規定及び法令上の規定に基づいて除名を行うことが求められます。
2	施行規則改正案では、「長期間所在が不明であること」、「長期間金庫の事業を利用しないこと」、「当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずること」が除名の要件であると推察されるが、各信用金庫が必要に応じて、所在不明会員の権利により配慮したものであれば、これ以外の要件を追加して定めることが認められるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、各金庫が本改正に定める会員の除名に関する事項を定款に定める場合には、当該定款変更が本改正の要件を満たしているかにつき、定款変更にかかる認可申請時に審査を行うこととなります。
<b>「長期間所在が不明である会員」</b>		
3	長期間所在が不明である会員の定義として、長期間とはどの程度の期間をいうのですか。	ご指摘の「長期間」について、一律に具体的な期間等を定めるものではありませんが、会社法における所在不明株主の株式の売却手続き（会社法第197条）の規定に定められた期間（5年）等が参考になるものと考えられます。
4	本施行規則改正に基づき、定款に長期間所在が不明である会員の除名について定めた場合には、定款変更前の時点で既に長期間所在が不明である会員についても除名対象になるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
5	「長期間所在が不明である会員」とあるが、これは、定款等で妥当な期間等を定め、会員に対する通知（出資配当金通知や定期預金の満期通知等）が当該期間不達の場合に該当すると考えて差し支えないか。	ご理解のとおりです。その上で、確認された「長期間所在が不明である会員」に対して、除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講じていただくこととなります。

6	<p>「当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置」とあるが、①届出住所に不在であることを確認すること（現地確認、住民票等による公的書類による確認、その他これらに類する適切な方法等のうちのいずれかの方法で確認すること）、及び、②所在不明会員の除名を行うこと等について信用金庫の所定の方法（公告、または店頭掲示・ホームページによる公表、その他適切な方法等のうちのいずれかの方法）により周知を行い、除名を希望しない場合には信用金庫に申し出ることができる態勢を整備すること—をもって「適切な措置」として差し支えないか。</p>	<p>ご指摘のような措置は、「当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置」に該当するものと考えられますが、当該措置の内容が本改正の要件を満たしているかについては、最終的には、定款変更にかかる認可申請時に、講じられる措置等を確認した上で審査を行うこととなります。</p>
7	<p>長期間所在が不明であるとの疎明資料（エビデンス）として、例えば、配当金案内が返送された封書や届出所在地を訪問して不在であったことを確認した記録書など何が必要なのですか。</p>	<p>各金庫において定款に定めた「当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置」については、当該措置を行ったことを示す資料（例えば、所在不明者について届出所在地の確認を行うことを定める場合には当該所在地確認の記録等）を保存しておくことが適当であると考えられます。</p>
<p><b>「長期間金庫の事業を利用しない会員」</b></p>		
9	<p>「長期間金庫の事業を利用しない会員」とあるが、受動的な取引のみが行われている場合（例えば、預金口座への出資配当金の振込や預金利息の入金のみが行われている場合等）には、「事業を利用しないこと」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>口座に決算利息や配当金が受動的に振り込まれるのみの状況が長期間継続している等の場合には、「長期間金庫の事業を利用しない」に該当すると考えられます。</p>
10	<p>配当金振込口座はあるものの、取引記帳されているのは決算利息や配当振込金だけの場合にも該当するのですか。</p>	

その他		
11	所在が不明のまま、出資金に係る配当金が未だ金庫に滞留している場合の措置はどのようにすれば良いですか。	法定脱退等の事例における対応と同様に適切に処理されることが求められます。
12	定款を変更するとともに、出資金取扱事務に係る規定なども変更する必要があると思いますが、その場合に上記3. 7. 及び10. のような具体的な事例をあげておいたほうがよろしいですか。	本改正に係る定款の変更に基づいて、長期間所在が不明である会員の除名及び関係する措置が適切に行われるよう、各金庫において適切に体制整備等を行われることが望ましいと考えられます。
13	上記11.及び12.の関連で、会計処理に絡んでくることから監査法人とも協議し、了承をとっておいたほうが良いですか。	
14	これまで自金庫の定款上の異なる除名事由（住所変更等の届出義務違反等）にあたるとして所在不明会員の除名を行っている場合がある。本施行規則改正が、これまで別の除名事由により除名していたことの効力に影響を与えるものではないと考えているが、本施行規則改正後は、これまで異なる除名事由により所在不明会員を除名している信用金庫についても本改正施行規則の定めるところにより実施すべきか。	本改正後における長期間所在が不明である会員の除名については、本規定において求める要件を満たす定款変更を行った上で、当該定款の規定に基づいて行うことが必要です。一方、仮に、本改正前定款の異なる規定を根拠として長期間所在が不明である会員の除名を行っている場合には、当該除名が当然に無効となるものではありません。
15	長期間所在不明の除名に関する事項は、定款変更後の出資金取扱について、当然金融庁（財務局）検査の対象となりますか。	信用金庫及び労働金庫における業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、信用金庫法第89条及び労働金庫法第94条により準用される、銀行法第25条の規定の検査対象になりうると考えられます。